

空家にしないために、空家を放置しないために

空家は、所有者だけの問題ではなく、近隣住民にも大きな影響を与えます。空家問題を知り、早めの対策を心がけましょう。

▼空家の発生原因を知る

空家の発生原因の半分以上が相続によるものです。今後、空家となってしまう家屋がある場合は、関係者で事前によく話し合っておくことが大切です。

▼空家のデメリットを知る

家屋は、適切な管理がされないと劣化が早く進みます。放置された空家は、外壁材や屋根材の落下、悪臭、草木の繁茂、害獣の出入りや害虫の繁殖、ごみの不法投棄などにより、近隣住民の生活に迷惑をかけてしまいます。また、外壁材の落下や火災などによって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性があります。

▼空家について相談する

町では、愛知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会愛知県本部と空家等対策に関する協定を結んでいます。空家を所有しているまたは相続する予定があるが、どうしたらいいのか、などのお悩みがありましたら、まずは専門家や事業者にご相談してみましょう。また、1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります(上限20万

円)。申請枠に限りがありますので、早めにご相談ください。

▼相談窓口

・空き家総合相談窓口(公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会)

☎ 052・522・2567

・空き家相談窓口(公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部)

☎ 052・243・9339

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎ 28・0944



カラスよけネット貸与します

町ではカラス等によるごみ散乱を防止するため、カラスよけネットの貸与を行っています。

▼ネット貸与対象者

2世帯以上が利用しているごみ出し場所(マンション、アパート等の共同住宅を除く)

▼申請方法

カラスよけネット貸与申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、ネットの管理責任者となる方が、役場1階2番窓口住民課環境保全グループに提出してください。

▼ネット貸与枚数

ごみ出し場所1箇所につき1枚

▼ネット規格

2m×3m

▼貸与期間

3年間(3年以内に破損、紛失、盗難等によりネットが使用できなくなった場合でも、3年間を経過しない限りは交換いたしません。)

▼貸与条件

・ごみ収集後は、速やかに片付け、破損、紛失、盗難などのないように努めること。

・ごみ出し場所を利用する世帯を把握し、ごみ出しルールの徹底、ごみ出し場所の美化に努めること。

・歩行者及び車両などの通行の妨げにならないように使用すること。

・ごみ散乱防止の目的以外の使用、転貸、売却をしないこと。

▼制度の詳細

本制度の詳細や申請書等の書式については、町公式ホームページに掲載しております。



▼問合せ

☎ 28・0916

浄化槽の法定検査・保守 点検・清掃のお願い

県では、10月を「浄化槽強調月間」と定め、環境保全と公衆衛生の向上に努めています。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となるため、浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

○法定検査

毎年1回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関が行います。

▼申込み

☎ 052・481・7160

○保守点検

定期的に保守点検を行わなければならないません。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

○清掃

毎年1回以上の清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます。

▼申込み

☎ 28・0524

▼問合せ

☎ 28・0916

豊衛工業(株)

住民課環境保全グループ